

グーグル社の新プライバシーポリシー

2012 February, 8

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

グーグル社の新プライバシーポリシー

- 平成24年3月1日より、グーグル社全体で60以上あるプライバシーポリシーを原則1つに統一すると発表
- 各サービスの間で利用者を一貫して識別、Googleアカウント*でログインして利用した利用者情報が一元的に取扱われる

※ Android端末、Gmail、Google+、Calendar、Google DocsなどGoogleサービスを利用する際に作成

グーグル社が収集する情報

- **利用者が提供する情報(Googleアカウント登録時)**

: 氏名、メールアドレス、電話番号、クレジットカード情報

- **グーグル社が収集する情報(Googleサービス利用時):**

①**端末情報** : 機種、OS、端末固有ID、電話番号等

②**ログ情報**

: Googleサービスの利用状況(検索キーワード等)、電話ログ(電話番号、通話日時)、IPアドレス等

③**現在地情報** : GPS情報、Wi-Fiアクセスポイント及び基地局情報

④**ローカルストレージ、Cookie等** : ブラウザ ウェブ ストレージ(HTML5)、複数のCookie、匿名ID等

グーグル社の新プライバシーポリシー

収集した情報の利用方法

- サービスの提供、維持、保護及び改善、新しいサービスの開発、グーグル社とユーザーの保護
- 顧客に応じてパーソナライズしたコンテンツ(検索結果やターゲティング広告の精度向上)を提供
- 第三者提供(同意を得ている場合、ドメイン管理者、法律上の要請等場合に限る)

透明性と選択肢

- **Googleダッシュボード**
: 利用者は自らのGoogleアカウントに関連づけられた情報を確認・管理可能
- **Ads Preferences Manager**
: 広告表示設定を表示・編集可能、広告サービスの一部からのオプトアウト
- **個人情報へのアクセス提供** : 誤った情報の更新・削除
※ただし、稼働中のサーバーやバックアップシステムの中の情報については削除できない

新プライバシーポリシーへの移行に関する法的問題点

目的外利用の同意があるか(個人情報保護法16条1項)

- 「あらかじめ特定した利用目的以外の目的」で利用する場合には同意が必要。
- 「同意」については、本人の選択の余地がない外形的なものにとどまる場合には、無効とされる可能性あり。本件では、「いまさらgmailの利用をやめられない※」「スマホをすぐには買い替えられない」といった事情があるため、選択の自由があるといえるか疑問。

サービス①DB	個人情報 A、B、C	利用目的 a、b、c
---------	---------------	---------------



新DB ①+②	個人情報 A、B、C、D	利用目的 a、b、c、d
------------	-----------------	-----------------

サービス②DB	個人情報 A、B、D	利用目的 a、b、d
---------	---------------	---------------

新DBにおいて、dによるCの利用、cによるDの利用が目的外利用

※ ただし、Gmailについては、他社のメールサービスに移行できるように一定の工夫がなされている。<http://www.dataliberation.org/google/gmail>

望まない情報取得・利用によるプライバシー侵害①

- 新プライバシーポリシーへの移行に関して、今後のグーグルによる情報取得を希望しないユーザーが多数生じると考えられるところ、望まない情報の取得・利用がプライバシー侵害とならないか。
- 本件では、「いまさらgmailの利用をやめられない」「スマホをすぐには買い替えられない」といった事情があるため、「同意がある」と言えるか疑問。
- プライバシー侵害に関する判例の多くは、「公開型」だが、取得・利用が違法とされた事案もある(e.g.客室乗務員DB事件 東京地判平成22年10月28日)。

第三者に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示又は公表されないことは、人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益にかかわるものとして、法的保護の対象となると解される(中略)。そして、第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益が法的保護の対象となることの一環として、当該個人に関する情報をみだりに収集されないという利益、収集された当該個人に関する情報をみだりに保管されないという利益、及び、当該個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないだけでなくみだりにその他の使用もされないという利益も法的保護の対象となると解するのが相当である。

望まない情報取得・利用によるプライバシー侵害②

- 客室乗務員DB事件は、労働組合による乗務員の個人情報の取得と利用についてプライバシー侵害による不法行為の成立が認められた例。

以上の本件原告ら各情報は、いずれも私的な事柄であるところ、この中には、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されており、**秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものとはいえない個人識別情報から、秘匿性の要請が認められ、人格的自律にも影響を及ぼすものと考えられる人事考課、組合活動、人物評価に係る情報のほか、個人の内面等にかかわる秘匿性の要請が強いいわゆるセンシティブ情報まで含まれている。**このうち、後2者の情報のように秘匿性が要請される情報については、第三者によりみだりに**収集、保管又は使用**されたくない情報であるということが出来る。(中略)前者の個人識別情報については、秘匿性の要請が必ずしも高くない情報ではあるが、そのような情報であっても、当該情報の本人が、自己が欲しない第三者にはみだりに**収集、保管又は使用**されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであると解するのが相当である。以上によると、**本件原告ら各情報は、個人識別情報も含め、いずれも原告らのプライバシー情報として法的保護の対象となるということが出来る。**

- 検索履歴、位置情報、通話履歴等のサービス利用履歴は、個人の内面等に関わる秘匿性の要請が強い情報にあたりと解する余地がある。しかし、必ずしもそのような情報にあたらなくとも、「プライバシー情報」として法的保護の対象となる。

望まない情報取得・利用によるプライバシー侵害③

- 判決は、「プライバシー情報」の**取得**について、本人の**同意**があれば適法であるとする。

プライバシー情報の**収集**について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様で**収集**されたということとはできない。

- また、**同意**がなくても**正当な目的**による**取得**であれば違法性が阻却されるとする。

本件原告ら各情報のうち原告らはその**収集**について同意したと認められないものについても、被告組合が**正当な目的**に基づいて**収集**したと認められる場合には、プライバシー侵害について違法性が阻却される場合があると解するのが相当である。

- 本件においても、**同意**ありといえるか、**正当な目的**による**取得**といえるかが問題となるのではないか。

保管・使用:

客室乗務員DB事件の判決は、**保管**については、**同意があれば適法**(取得の同意があれば保管の同意も推定される)だが、**情報流出**についての十分な措置をとらずに保管することは、**同意の範囲を超える**ので違法。**使用**については、**同意があれば適法**(取得の同意がないものは使用の同意もない)取得の同意があっても**外部に提供**することは違法とする。

情報の集積によるプライバシー侵害

- PC、スマートフォンにまたがって個人に関する大量の情報を集積することは、それ自体がプライバシー権侵害の危険をはらんでいるのではないか。
- 参考となる事件として、Nシステムに関する東京地判平成13年2月6日。Nシステムは、国による情報取得なので、私企業の場合と同一には考えられない。

このような車両を用いた移動に関する情報が大量かつ緊密に集積されると、車両の運転者である個人の行動等を一定程度推認する手がかりとなり得ることは否定できない。また、仮に、Nシステムの端末が道路上の至る所に張りめぐらされ、そこから得られる**大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、原告らの主張するような国民の行動に対する監視の問題すら生じ得るという点で、Nシステムによって得られる情報が、目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかである**

- Nシステムは、車両移動に関する情報のみ。位置情報のみでも本件の方が詳細。検索履歴、位置情報等を統合して集積することにより、個人の行動や私生活の内容は、その内面に至るまでかなり詳細に把握できる。このような場合には、私企業による集積もプライバシー侵害となる可能性があるのではないか。